

番号	ページ数		章	対象箇所	修正内容
	前回	今回			
1	5、6、46	5、6、46	序章3章	第六次寝屋川市総合計画、寝屋川市都市計画マスタープラン ・全体像、計画の体系、将来都市構造図	対象箇所の図の拡大や鮮明になるよう修正します。
2	6	6	序章	寝屋川市国土強靱化地域計画 ・説明文	「寝屋川市国土強靱化地域計画」の説明文を「国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進するために定められたものです。」に修正します。
3	11	11	1章	(1)都市計画道路の整備状況 ・都市計画道路の整備状況の図	・国道170号の寿町～緑町の間の「未整備」を「事業中」に修正します。 ・国道170号の田井町～香里南之町の間の「事業中」を「未整備」に修正します。
4	14	14	1章	(2)5歳階級別人口の推移 ・本文	「総人口がピークであった平成7(1995)年時点では20～24歳の層が最も多く、令和2(2020)年時点では、男性は45～49歳、女性は70～75歳の層が最も多くなっています。令和22(2040)年時点では65～69歳の層が最も多いと予測され、60歳以上の占める割合が高くなっています。」に修正します。
5	15～17	15～17	1章	1)人口推移 ・(1)総人口及び年齢3区分別人口の推移、(2)5歳階級別人口の推移、(3)自然増減、社会増減、(4)転入・転出の状況	人口推移の時点修正において、人口移動の状況や社会増減の説明文に重複する表現等が見られたため、項目の順序及び内容等を精査し、実態状況に見立てを整理した上で、見出し及び説明文を修正します。
6	29	29	1章	(1)浸水深(想定最大規模) ・本文	「淀川による浸水範囲は、京阪本線以西に広がっており、広範囲にわたって浸水深が3m以上と想定されているところがあります。寝屋川導水路、南前川、たち川、打上川、讃良川、清滝川(以下「寝屋川導水路等」という。)による浸水範囲は、京阪本線東側から市域南部にかけて広がっています。寝屋川・古川による浸水範囲は、萱島駅周辺から市域南部にかけて広がっています。」に修正します。
7	30	30	1章	(2)浸水深(計画規模) ・本文2行目	・第1章 6 災害リスクの状況では「〇〇範囲は、〇〇ところがあります」に統一します。 ・第5章 2 災害リスク分析では「〇〇地域では、〇〇ところがあります」に統一します。
8	33	33	1章	2)内水 ・本文3行目	「50cm以上1m未満と想定されています。」を「50cm以上1m未満や1m以上2m未満のところがあります。」に修正します。
9	35	35	1章	4)地震 ・地震発生確率の表	出典元を直近の評価「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(地震調査研究推進本部(令和6年1月))」に修正します。
10	38	38	1章	避難施設リスト ・避難リストの表	避難施設リストに最新の情報を反映し、No. 16を「望が丘小学校・中学校」と「望が丘小学校・中学校(地域交流スペース)」に修正します。
11	54	53	3章	3)各地区の目指す方向性 ・④寝屋川公園駅周辺地区	表現を精査し、「【維持】」を削除します。

番号	ページ数		章	対象箇所	修正内容
	前回	今回			
12	55、60	54、60	3章	3 誘導施設 ■届出の対象となる施設及び区域 ・都市機能誘導区域(中心拠点)の誘導施設の表、届出の対象となる施設及び区域の表	寝屋川市駅周辺地区 ・「社会教育施設(生涯学習施設)」を「生涯学習施設」に修正します。 香里園駅、萱島駅周辺地区 ・「教育文化施設(地域交流スペース)」を「地域交流スペース」に修正します。
13	53	56	3章	3)都市機能誘導区域の新たな区域の追加 ・見出しの変更 「4 今後、市街化区域への編入による都市機能誘導区域に設定する区域」	都市計画審議会で素案をお示しして以降、大阪府との協議において、寝屋二丁目・寝屋川公園地区における、都市機能誘導区域の設定については、今後、市街化区域への編入により都市機能誘導区域に設定することになるため、「新たな区域の追加」ではなく、「今後、市街化区域への編入による都市機能誘導区域に設定する区域」とすることが適切とされたことから、そのように見直します。
14	57、58	57、58	4章	1)誘導施策 ・誘導施策の表	対象箇所の文字を大きく修正します。
15	58	58	4章	・見出しの追加 「3)空き家等に対する具体的な取組の展開」	都市計画審議会でお示しして以降、大阪府との協議において、空き家の活用促進について記載が必要となったため、「3) 空き家等に対する具体的な取組の展開」を追加します。
16	68、71、74、77、80	76	5章	3)浸水深(想定最大規模)・雨水出水と避難施設の分布	水害や土砂災害は避難施設からの距離にかかわらず、事前の気象情報等を基に情報収集を行い、市民へ正確かつ迅速に気象情報を伝え、避難が必要な状況であるかを見極めて避難誘導を発信することとなることから、避難施設分布との重ね合わせの図は、(今回)P76「3)浸水深(想定最大規模)・雨水出水と避難施設の分布」に集約し、「浸水深が3m以上となる地域は、指定避難所から徒歩圏域(おおむね800m)に包含されています。」とします。また、(今回)P65「1 防災指針の基本的な考え方」に「4)避難情報等」を追記します。
17	83	79	5章	4)土砂災害 ③避難施設分布との重ね合わせ	「土砂災害警戒区域(特別警戒区域を含む)及びその周辺には、指定避難所が立地しています。」に修正します。
18	86	82	5章	5)地震 ③避難施設分布との重ね合わせ	地震は事前の予測が困難であることから、「建物の倒壊が予想されている地域には、指定避難所等からの徒歩圏域(おおむね800m)に包含されており、高齢者の一般的な徒歩圏域(半径500m)以内に、避難施設に加え、公共施設、防災協力農地、公園等の一時的に避難できる場所(以下「一時避難空間」という。)があります。」に修正します。
19	88	84	5章	4 取組方針 ・取組方針の図	「河川・治水施設の整備」を「治水施設の整備」に修正します。
20	89	85	5章	5 具体的な取組み ・見出しの修正 【5 取組施策】	「5 具体的な取組み」を「5 取組施策」に修正します。